

経営者の為の金言集



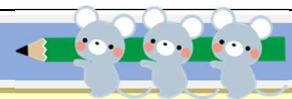
平昌オリンピック開催ということで独断で選びました金言集です。

- 『逃げ出したくなる時こそ、前向きに』(高木美帆)
- 『何かを与えてもらえるとってはいけない。自分で獲りにいくんです』(アルベルト・ザッケローニ)
- 『壁があったら殴って壊す。道が無ければこの手で作る』(本田圭佑)
- 『ヤル気とは動いて見せるもの、努力とは結果で示すもの、目標とは最後まで挑戦し、超えるもの』
(佐々木順一郎 育英学園高等学校野球部監督)
- 『先入観は、可能を不可能にする』(大谷翔平)
- 『人生の「...たら」「...れば」を考えるより、「何を、どうすれば、自分にとって最高の道となるのか」を見つけ出す方に時間をかけるほうが、有意義ですよ。』(荒川静香)
- 『成功が長く続けられる選手は自分を冷静に客観視でき、かつ足りない部分に最適な努力を見つけ出す。これはスポーツに限った事じゃないんでしょね』(ダルビッシュ有)
- 『日本代表でのルールはシンプルで、「時間厳守」「5分前行動」でした。こういった一見些細に思われるようなことが一番大切』(エディー・ジョーンズ ラグビー指導者)
- 『意識をくり返しくり返しやっていると、それは「反射」になる』(野村忠宏)
- 『努力はたし算。協力はかけ算。』(菅原治、その他大勢)
- 『人を大切にする集団は必ず好循環を生み出し、強くなるだけでなく人々に愛され憧れの集団になるのだと思う』(五郎丸歩)
- 『今辛いのは過去が楽だったからか、未来を楽にする為』(松下幸之助)



- 『勝負は日常が決める』(上坂徹)
 - 『勝ちに不思議の勝ちあり、負けに不思議の負けなし』(野村克也)
 - 『面白がってやっているヤツと、苦勞してやっているヤツと、どっちが勝つかな。やっぱりさ、面白がってやっているヤツにはかなわないんだよ』(青島幸男)
 - 『やればできるのです。明確な目標を掲げてきちんと道筋をつけることができれば、どんな目標でも近づけます』(青山学院大学陸上部 原晋監督)
 - 『「なれるかどうか」という根拠を探す必要はありません。「なれたらどれだけ嬉しいか」とイメージすることが、夢をかなえるスタートなんです』(澤穂希)
 - 『勝負を決めるのは準備。なかでも、気持ちの準備以上のものはないと思う』(本田圭介)
 - 『一番いけないのは、自分なんかだめだと思ひ込むことだよ』(のび太)
 - 『99回外しても、平然と100回目を蹴る。そういう精神構造でないとやっていけない』(三浦 知良)
 - 『鮮やかに想像し、熱烈に望み、心から信じ、魂を込めた熱意をもって行動すれば、何事も必ず実現する!』(ポール・J・マイヤー)
 - 『自分の強み、自分の技術をしっかり理解して、人とは違う部分がんばって伸ばすようにしていきます』(高梨沙羅)
 - 『私にとって勇氣とは覚悟することだと思います。』(小平奈緒)
- 金言耳に逆らうと言いますが・・・経営者の皆様いかがでしょうか?
(菅原治)

お 仕 事 備 忘 録



1. **国外財産調書の提出** 居住者(非永住者以外の居住者に限られます。)が、その年の12月31日時点で、総額5,000万円を超える国外財産を有している場合には、必要事項を記載した「国外財産調書」をその年の翌年3月15日までに提出しなければなりません。
2. **財産債務調書の提出** 平成27年度税制改正で財産及び債務の明細書が見直され、「財産債務調書」の提出が求められる制度が施行されています。これにより、従来の「その年分の所得金額が2,000万円超であること」に、“かつ、「その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が3億円以上であること、又は、同日において有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が1億円以上であること」が加わっています。提出期限は、その年の翌年3月15日です。
3. **確定申告の税額の延納の届出書** 確定申告書の所定の欄に延納税額を書いて提出することにより、その税額につき延納することができます。ただし、納付すべき所得税額の1/2相当額以上を納付期限までに納付することが条件のため、延納申請できる税額は、納付すべき所得税額の1/2相当額未済となります。なお、納付期限は3月15日、延納期限は納付した年の5月31日です。
4. **個人の青色申告の承認申請** 個人の青色申告の承認申請は、原則として青色申告をしようとする年の3月15日までに提出をします。ただし、1月16日以降に新規業務を開始する場合は、業務開始日から2ヶ月以内の申請となります。
5. **所得税の更正の請求** 確定申告を提出し、その申告期限後に計算の誤り等がある場合について一定の場合には、次の期間に限り、誤った申告額の訂正を求める更正の請求ができます。
 1. 平成23年12月2日より前に法定申告期限が到来する国税の場合

(1) 通常申告・・・申告期限(3月15日)から1年以内	(2) 還付申告・・・提出日から1年以内
------------------------------	----------------------
 2. 平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税の場合

(1) 通常申告・・・申告期限(3月15日)から5年以内	(2) 還付申告・・・提出日から5年以内
------------------------------	----------------------

マイナンバーの利用で省略が可能となる社会保険の手続き

昨年11月13日よりマイナンバー情報連携の本格運用が開始されました。情報連携では、専用のネットワークシステムを用いて、異なる行政機関の間でマイナンバーから生成された符号をもとに情報のやり取りをし、行政の各種事務手続きで提出する必要があった書類を省略することができます。そこで、情報連携により変化する社会保険の手続きを確認しておきましょう。

すでに省略可能となっている書類

社会保険の分野においても、マイナンバーの情報連携の本格運用により、すでに次のような手続きについて、それぞれ次の書類の提出を省略することができます。

申請者	手続き内容	省略書類
協会けんぽに加入している被保険者（一部の人を除く）	高額医療費等の申請	(非)課税証明書の添付書類
健康保険組合に加入している事業所	被保険者の氏名変更の届出	氏名変更届

日本年金機構でのマイナンバー利用

これまで社会保険の届出に関してマイナンバーの利用が延期されてきた日本年金機構では、平成30年3月からの利用開始に向けて、現在、被保険者()の基礎年金番号にマイナンバーを結びつける作業が行われています。

被保険者とは、全被保険者(厚生年金保険被保険者)および被扶養配偶者(国民年金第3号被保険者)をいいます。

その中で、日本年金機構が管理している情報(氏名、性別、生年月日、住所)と住民票の情報が相違している等の理由により、日本年金機構においてマイナンバーの確認ができない状況が発生しています。そのため、確認ができない被保険者がいる事業所へ、平成29年12月中旬以降、「マイナンバー等確認リスト」(以下「リスト」)が送付されています。リストが送付された事業所では、確認対象となっている被保険者のマイナンバーを確認し、リストに記入するとともに返送手続きを行うこととなります。事前にこの手続きを行うことで、今後の事業者側の手続きや管理の手間が省略できることとなるため、確実に行っておきたいものです。

今後省略が必要となる手続き

日本年金機構でマイナンバーの利用が開始されると、健康保険組合と同様に氏名変更届の提出が省略できるほか、引越しをしたときの住所変更届の提出も省略できることとなります。なお、現状でも年金に関しては、マイナンバーを利用することで相談や年金記録の照会が可能です。今後はこれらに加え、年金請求時に必要だった住民票や所得証明書等の添付が不要になる予定です。

すでにリストを返送した事業所もあるかと思いますが、対応されていない事業所はマイナンバーを利用できるメリットを踏まえた上で、早めに対応するようにしましょう。なお、全被保険者のマイナンバーの結びつけができた事業所には、リストは送付されません。(監修:三瓶博光)



お仕事カレンダー

3月12日(月)	源泉所得税・住民税特別徴収分の納付(2月分)
3月15日(木)	確定申告の提出期限(所得税・住民税) 所得税納付期限(現金納付) 贈与税の申告の提出・納付期限 所得税の総収入金額報告書提出期限
3月31日(土)	1月決算法人の申告・納税、7月決算法人の予定納税(4月2日期限) (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下) 4月・7月・10月決算法人の消費税予定納税(4月2日期限) (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下) 個人事業の消費者確定申告の提出期限、納付期限(現金納付)(4月2日期限)



平成30年度の協会けんぽの健康保険料率が決定しました。

【福島県】

健康保険料率 H29年:9.85% H30年:9.79% 介護保険料率 変更前:1.65% 変更後:1.57%

【宮城県】

健康保険料率 H29年:9.97% H30年:10.05% 介護保険料率 変更前:1.65% 変更後:1.57%

・変更後の健康保険料率と介護保険料率の適用は、3月分(4月納付分)となるため、変更を忘れないようにしましょう。

・都道府県ごとの料額表は以下のサイトでご確認ください。

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3150/h30/h30yougakuhyou3gatukara>